

中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償のご案内

中間指針第五次追補の趣旨や考え方を踏まえ、被害を受けられた方々に対し、引き続き個別具体的なご事情を丁寧にお伺いし、十分に配慮しながら、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

引き続き、「最後の一人まで賠償貫徹」という基本的な考え方のもと、福島への責任を果たすべく、東京電力グループ一丸となって全力で取り組んでまいります。

【お知らせ】

現在、弊社へのお電話が大変混みあっており、繋がりにくい状況となっております。また、弊社の相談窓口も大変お待たせしている状況が続いております。

大変ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

世帯構成や郵送先住所の変更につきましては、世帯代表者さまからWEB等でお手続きいただけます。弊社にご連絡いただいている住所と現住所が同じで、世帯構成も変更がない方におかれましては、弊社にご連絡いただく必要はありません。

ご請求に関しては、現在、WEB等での申し込みを受け付けておりますが、請求書でのお手続きも可能です。

請求書の送付を希望される方におかれましては、WEB受付システムからログインいただき、請求書の郵送先住所をご確認ください。順次、請求書を送付させていただきます。なお、ご請求期限は設けておりません。

4月13日、WEBでのご請求にあたりご準備いただきたいことや、具体的なお手続きの方法についてご案内している「[WEBでのご請求用ガイド](#)」を新たに公開いたしました。WEBでのご請求に、ぜひご利用ください。

✓ 追加賠償基準の概要

✓ 賠償対象区域の概念図

✓ ご請求からお振込までの流れ

✓ WEBでのご請求方法の動画

✓ 【重要】ご請求開始前のお手続きについて

✓ よくあるご質問

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償基準の概要

区域毎の追加賠償例（子供・妊婦以外の方※1）

表内の「1F」は、福島第一原子力発電所の略称で、「2F」は福島第二原子力発電所の略称となります。

【単位：万円】

標準追加賠償額・賠償項目		標準追加賠償額※2	中間指針第五次追補等 賠償項目						
本件事故時点における生活の本拠			過酷避難	避難費用、日常生活阻害慰謝料	生活基盤変容	健康不安			
避難等対象区域（圈内）	1.警戒区域 1Fから20km圏内	①帰還困難区域および大熊町・双葉町	130	30	100	—	(30) (20)	※3 個別確認	
		②居住制限区域または③避難指示解除準備区域	280	30	—	250	(30) (20)		
	2.計画的避難区域 1Fから20km圏外	①帰還困難区域	130	—	100	—	30		
		②居住制限区域または③避難指示解除準備区域	280	—	—	250	30		
	④特定避難勧奨地点	南相馬市	30	—	—	—	30		
	川内村	30	—	—	—	30	—		
	伊達市	22	—	—	—	30	—		
	⑤緊急時避難準備区域	2Fから8km～10km圏内	65	15	—	50	—	(20)	
圈外	上記以外の区域		50	—	—	50	—	(20)	—
	⑥屋内退避区域および南相馬市の一部		16	—	—	—	—	20	
⑦自主的避難等対象区域		8	—	—	—	—	20	—	
⑧福島県県南地域および宮城県丸森町		6	—	—	—	—	10	—	

- ※ 本件事故時点における生活の本拠が表内①～⑧の区域にあった方のうち、2011年3月11日～2011年12月末の間に18歳以下であった方、および2011年3月11日～2011年12月末の間に妊娠されていた期間がある方を除いた方の追加賠償額の例になります。
- 1 賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていただいている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支い済みの金額との差額を賠償させていただきます（表内の薄黄箇所は、過去直接請求手続きによる自主的避難等に係る賠償をしていた場合の差額（追加賠償額）になります）。
- 2 本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、2011年3月から2011年12月末までの期間に避難等により計画的避難区域に一定期間滞在された方については、健康不安に係る金額（30万円）をお支払いさせていただき、自主的避難等対象区域に避難または滞在された方については、自主的避難等に係る金額（20万円）をお支払いさせていただきます。但し、両区域に避難された場合においては、健康不安に係る金額をお支払いさせていただきます。
- 3 精神的損害の増額事由は、該当する方が対象となります。
- 4

子供及び妊婦の方で、健康不安に基礎を置く精神的損害の対象となる方の追加賠償額は60万円とさせていただき、既に自主的避難等に係る損害として40万円をお支払い済みの場合には、その金額との差額を追加でお支払いさせていただきます。なお、自主的避難等に係る損害の追加のお支払いはございません。

WEBでのご請求はこちら



中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内

WEBでのご請求はこちら

お問い合わせ
0120-926-470

[WEBでのご請求方法の動画](#)

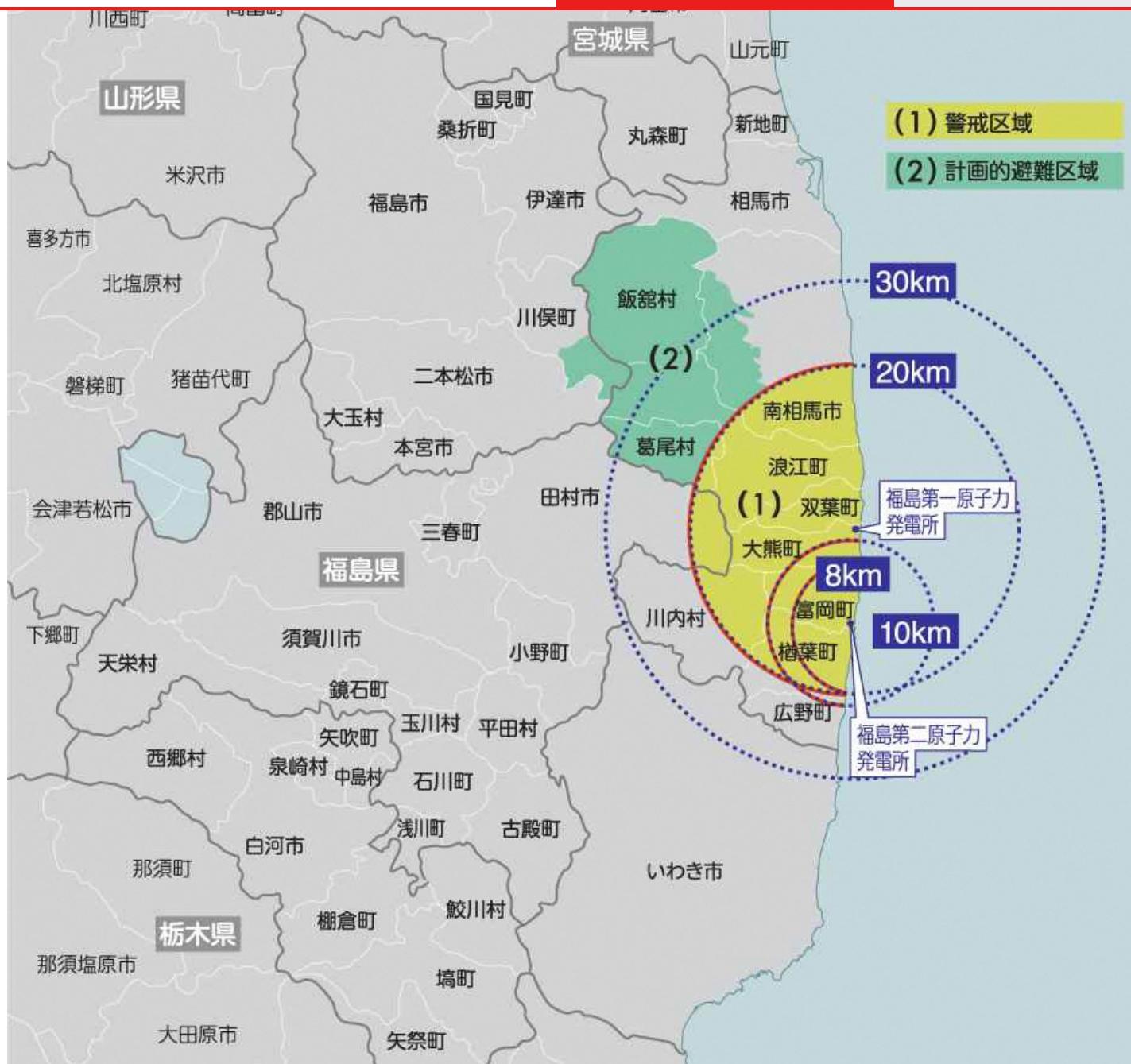
【重要】
[ご請求前の手続きについて](#)

[WEBでのご請求に関するよくあるご質問](#)

[WEBでのご請求に関する操作手順](#)

[WEBでのご請求用ガイド](#)

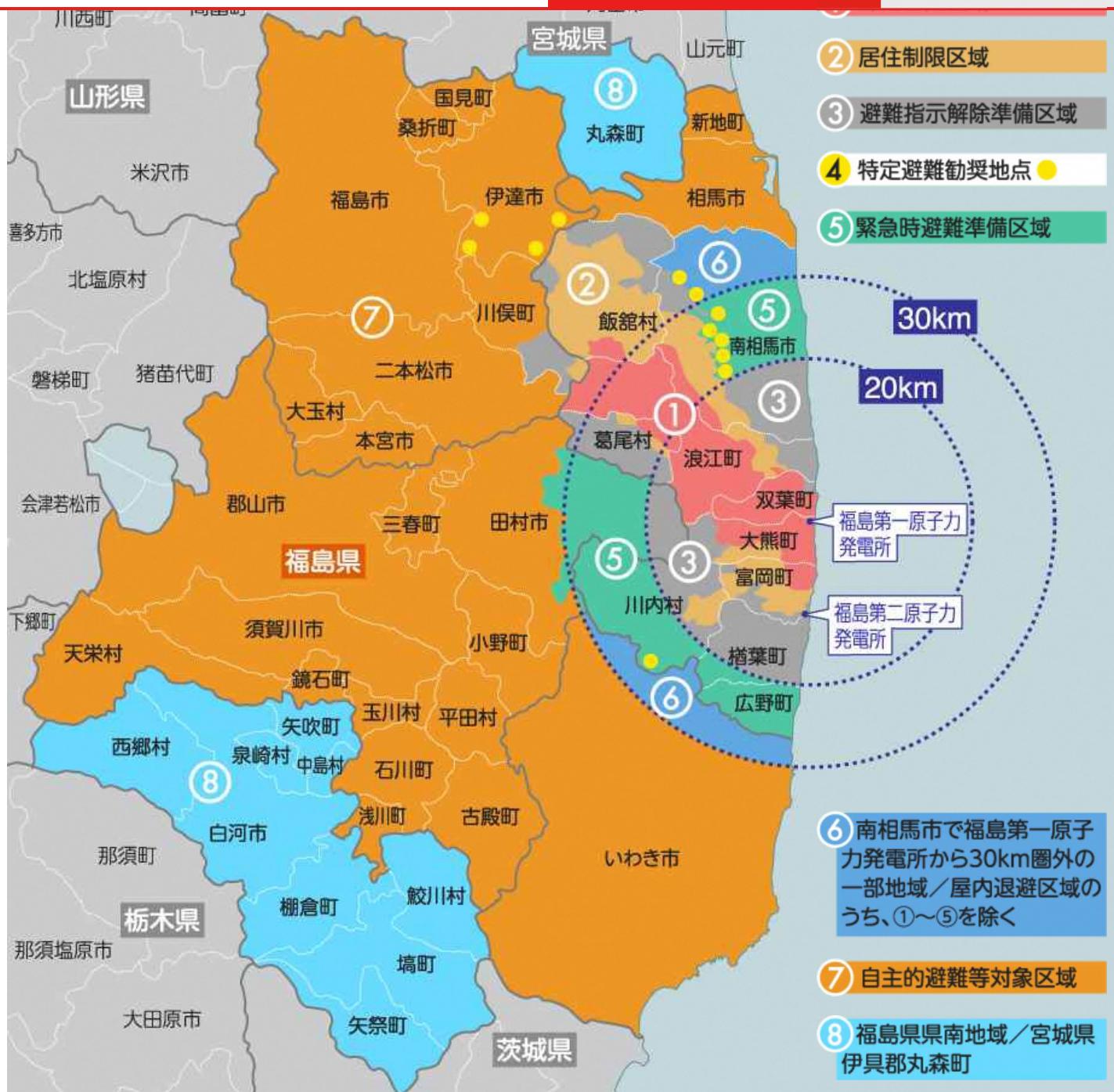
中間指針第五次追補等を踏まえた賠償対象区域の概念図



2011年4月22日の区域図「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」を設定

2011年4月22日現在の区域設定図に福島第二原子力発電所から半径10kmの円を追記

下記、地図の右側の項目をクリックすると詳細をご覧いただけます(パソコンのみ)。



2013年8月7日、避難指示区域の見直し後の区域図

①～⑥は2013年8月7日の政府公示にもとづき記載

①帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域に生活の本拠があつた方

②居住制限区域(大熊町を除く)に生活の本拠があつた方

④特定避難勧奨地点に生活の本拠があつた方



⑤緊急時避難準備区域(楢葉町を除く)に生活の本拠があつた方



⑥屋内退避区域または南相馬市の一部地域に生活の本拠があつた方



⑦自主的避難等対象区域



⑧福島県県南地域または宮城県丸森町



精神的損害の増額事由【ADRセンターの総括基準を踏まえ中間指針第五次追補に示されたもの】



ご請求からお振込までの流れ

■ ご請求スケジュール

2022年12月20日 第五次追補決定



2023年1月31日
追加の賠償基準の概要
プレスリリース



2023年3月27日
追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等

ご請求者さま

WEBでのお手続きが可能な方

当社に既にご登録いただいている住所と現住所が同じ方※

当社に既にご登録いただいている住所と現住所が異なる方

WEB受付システムをご利用ください

新たにお手続きいただきなくともダイレクトメールをご送付いたします

ご相談専用ダイヤルへお電話ください(0120-926-470)

単身世帯の方

複数人世帯の方

当社から委任書ご送付

5月下旬～

当社からダイレクトメール(DM)ご送付

- WEBでご請求いただいたおらず、請求書の郵送希望もいたしていない場合でも、当社で現在のご住所を把握できた方は、5月下旬から順次DMをお送りいたします。

6月～

当社からご請求書・委任書ご送付

- 上記DMが届いた方のうち、WEBでのご請求手続きがお済みでない方を対象とさせていただきます。

ご請求書、および世帯全員の委任書とご本人確認書類をあわせてご返送ください*

ご本人確認書類：マイナンバーカード（おもて面）、運転免許証、在留カード等

* WEBでご請求いただいた方はご請求書以外の書類をご返送ください。

当社にてご請求内容を確認の上、賠償金をお支払い

東京電力HD

「精神的損害の増額事由①～⑩のご請求」について

6月20日からご請求受付開始予定です。WEB受付システムやご請求書でのお手続きを通じて、ご請求のご意向を確認させていただいた方へ、順次、請求書を郵送いたします。増額事由お申込みのためだけに、当社へお電話等をいただく必要はございません。

よくあるご質問

Q 中間指針第五次追補の位置づけと内容は。



Q 賠償額を知りたい。



Q 請求期限はあるのか。4月10日までに連絡しないと請求できないのか。



Q 請求から支払いまでの流れは。



Q WEBが使えない人は、どうしたら請求すればいいのか。



Q 請求してからどれくらいで支払われるのか。



Q WEBでのご請求とは。



Q 事故後に出生した方や死亡した方は、賠償の対象となるのか。



Q 消滅時効を援用されないか不安。



過去の賠償項目の概要



福島県内相談窓口のご案内

WEBでのご請求はこちら

お電話によるお問い合わせ
0120-926-470



中間指針第五次追補等を踏ま
えた追加賠償のご案内

WEBでのご請求はこちら

お問い合わせ
0120-926-470

© Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc.